

## 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について 市民の皆様からの意見を募集します

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、国が策定する基本方針、都道府県が策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能の一つとして女性自立支援施設が位置づけられています。

女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、川崎市においても、当該施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定するものです。上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を募集いたします。

### 1 募集期間

令和5年12月13日(水)から令和6年1月15日(月)まで

※郵送：1月15日(月)当日必着 持参：1月15日(月)17時15分まで

※持参の場合は、8時30分から正午まで、13時から17時15分まで(土・日曜、祝日を除く)。

### 2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館(分館含)、各図書館(分館含)

### 3 意見の提出方法

- ◆郵送・持参・FAX・電子メール(専用フォーム)
- ◆意見書の書式は自由です。「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

### 4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

電話 044-200-0132 FAX 044-200-3638

#### 【問合せ先】

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 大原  
電話 044-200-0084

# 「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

## 1 「女性支援法」の制定について (国資料抜粋)

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑・多様化。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな支援強化が喫緊の課題、「民間団体との協働」等の視点も取り入れた新たな支援の枠組みの構築が必要。

**超党派の議員立法により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立 (令和4年5月25日法律第52号 : R6.4.1施行)**

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (新法) (令和6年4月1日施行)

#### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

#### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

#### ■教育・啓発

#### ■調査研究の推進

#### ■人材の確保

#### ■民間団体援助

#### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

#### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

#### ■支援調整会議 (自治体)

→関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

#### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を助成。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

## 3 女性自立支援施設の基準条例の制定について

### (1) 基準条例の必要性について

- 地方自治法第252条の19第1項に「指定都市の権能」が規定されており、同規定に基づく地方自治法施行令第174条の30の2「社会福祉事業に関する事務」の規定の中で、**都道府県が処理する社会福祉事業に関する事務が指定都市に適用される**旨の規定がなされている。

⇒指定都市の権能として、**女性自立支援施設の設置が可能となるため、当該法律の施行とともに、当該施設の基準条例を制定する必要がある。**

- 現状、**女性支援は神奈川県を中心に県域全体で施策を推進**しているため、引き続き、県及び県内政令市等と連携しながら今後の取組を協議・検討  
⇒本市の現行計画、当該施設の設置予定は無し

### (2) 基準条例の概要について

◎ 制定する条例の名称

「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」

◎ 条例制定における基本的な考え方

国の基準における基本方針は、女性支援法の基本理念に即したものであり、また、**各規定は基本方針を実現するために適した基準**となっており、従うべき基準・標準・参酌すべき基準ともに、**国同様の内容の規定**とする。

◎ 基準条例の主な規定内容

- ▶ 安全計画の策定等 (第6条)
- ▶ 職員配置の基準 (第9条)
- ▶ 施設長の資格要件 (第10条)
- ▶ 設備の基準 (第11条)
- ▶ 秘密保持等 (第12条)
- ▶ 業務継続計画の策定等 (第16条)

## 2 女性支援に係る公の主たる機能について

- ◎ 女性相談支援センター ※神奈川県が設置 (必置)  
⇒相談、一時保護、医学的・心理学的な援助などについて、支援対象者の抱えている課題・背景・心身の状況を適切に把握したうえで支援
- ◎ 女性相談支援員 ※福祉事務所に配置  
⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を実施
- ◎ **女性自立支援施設** ※神奈川県が設置 (公設民営)  
⇒支援対象者の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援の実施、及び退所者への相談対応

## 4 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	令和6年4月1日施行
パブコメ 手続		パブコメ 実施	・上旬 パブコメ結果 公表		
市議会	・8日 文教委員会 (パブコメ実施)		・上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	議案審査	